

11 就業支援に関すること

★障がいのある方の就業について、相談・支援を行います。

鳥取公共職業安定所（ハローワーク鳥取）

☎ (0857)23-2021 FAX (0857)22-6906

倉吉公共職業安定所（ハローワーク倉吉）

☎ (0858)23-8609 FAX (0858)22-6494

米子公共職業安定所（ハローワーク米子）

☎ (0859)33-3911 FAX (0859)33-3959

米子公共職業安定所根雨出張所（ハローワーク根雨）

☎ (0859)72-0065 FAX (0859)72-1371

鳥取県立鳥取ハローワーク

☎ (0857)51-0501 FAX (0857)51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク

☎ (0858)24-6112 FAX (0858)24-6113

鳥取県立米子ハローワーク

☎ (0859)21-4585 FAX (0859)21-4586

鳥取県立境港ハローワーク

☎ (0859)44-3395 FAX (0859)36-8609

★障がいのある方の職業訓練を行っています。

鳥取県立産業人材育成センター倉吉校

☎ (0858)26-2247 FAX (0858)26-2248

★障がいのある方の職業相談・職業評価、その他の支援を行っています。

◎障がいのある方に対して

- ・職業準備支援～一定期間通所して、就職に向けた準備を行います。
- ・ジョブコーチ支援～ジョブコーチが職場を訪問して支援を行います。
- ・リワーク支援～うつ病等で休職中の方への職場復帰支援を行います。

◎事業主に対して

- ・障がい者の採用計画、雇用管理、職場定着等に関する支援を行います。

鳥取障害者職業センター ☎ (0857)22-0260 FAX (0857)26-1987

★障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。福祉施設や事業所等における基礎訓練や職業準備訓練の紹介をしています。

事業主に対する雇用管理に関する助言や就職後の職場定着支援も行っています。

障害者就業・生活支援センターしらはま

鳥取市伏野2259-17 ☎ (0857)59-6060 FAX (0857)59-2022

障害者就業・生活支援センターくらよし

倉吉市住吉町37-1 ☎ (0858)23-8448 FAX (0858)23-8456

障害者就業・生活支援センターしゅーと

米子市道笑町2丁目126-4 ☎ (0859)37-2140 FAX (0859)37-2140
稲田地所 第5ビル 1階

★就労継続支援事業所の就労事業に関する相談に応じたり、受注拡大・販路拡大に関する営業活動を行い、事業所、企業との調整を行っています。

NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター 西部総合事務所福祉保健局内

米子市東福原1-1-45 ☎ (0859)31-1015 FAX (0859)31-1035

鳥取事務所

鳥取市商栄町403-1 ☎ (0857)50-1122 FAX (0857)50-0960

(1) 訓練・助成

障がいのある方がより早く仕事に適應できるように様々な訓練を行っています。訓練期間中の手当の支給制度もあります。

職業訓練

就業のために必要な技術・知識を身につけるための職業訓練を実施します。

【対象者】 身体障がいのある方、知的障がいのある方等。

【注意事項】 ハローワークに求職申込していること

【窓口】 産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※鳥取県ふるさとハローワーク八頭・県立ハローワークでは受付していません。

くんれん て あて
訓練手当

こうきやうしやくぎやうあんていしやちやう じゆこう し じ こうきやうしやくぎやうのうりやくかいはつ し せつ あこな しやくぎやうくんれん じゆこうしや
公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設あこなの行う職業訓練しやくぎやうくんれんの受講者じゆこうしやに
たい ろうどう し さく そうこうてき すいしんなら ろうどうしや こやう あんていおよ しやくぎやうせいかつ じゆうじつとう かん
対して、労働施策ろうどう し さくの総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活しやくぎやうせいかつの充実等じゆうじつとう かんに関す
ほうりつ もと えんじよ そ ち くんれん き かんちゆう くんれん て あて し きやう
る法律ほうりつ もとに基づく援助措置えんじよ そ ちとして、訓練期間中に訓練手当くんれん き かんちゆうを支給くんれん て あて し きやうします。

ちゆう い じ こう こやう ほけんほう しつぎやうきゆう ふ とう じゆきゆうしや たいしやう
【注意事項】 雇用保険法による失業給付等の受給者じゆきゆうしやは対象たいしやうになりません。

まど ぐち けんさんぎやうじんざい か さんぎやうじんざいいくせい くらよしこう
【窓 口】 県産業人材課、産業人材育成センター倉吉校、
こうきやうしやくぎやうあんていしよ
公共職業安定所（ハローワーク）

とっとりけん や ず けんりつ うけつけ
※鳥取県とっとりけんふるさとハローワークや ず けんりつ八頭・県立ハローワークうけつけでは受付していません。

しょう かた たいしやう とっとりけんしやくいんさいやう し けん せいしやくいん ひ じやうきんしやくいん あこな
障がいのある方しょう かたを対象とした鳥取県職員採用試験とっとりけんしやくいんさいやう し けん（正職員・非常勤職員せいしやくいん ひ じやうきんしやくいん）を行っています

じゆけん し かくとう くわ ちやくせつまどぐち と あ
・受験資格等じゆけん し かくとうがありますので、詳しくは直接窓口くわ ちやくせつまどぐちにお問い合わせと あしてください。

たい しょう しゃ しんたいしやう かた せいしやくいん ひ じやうきんしやくいん
【対象者】 身体障がいのある方…正職員、非常勤職員
ち てきしやう かた せいしやくいん ひ じやうきんしやくいん
知的障がいのある方…正職員、非常勤職員
せいしんしやう かた せいしやくいん ひ じやうきんしやくいん
精神障がいのある方…正職員、非常勤職員

まど ぐち せいしやくいん
【窓 口】 正職員

しんたいしやう せいしんしやう かた
身体障がい、精神障がいのある方
けんじん じ いんかい じ むきやく
県人事委員会事務局

☎ (0857)26-7553 FAX (0857)26-8119

ち てきしやう かた
知的障がいのある方
けんじん じ きかく か
県人事企画課

☎ (0857)26-7032 FAX (0857)26-8140

ひ じやうきんしやくいん
非常勤職員

けんじん じ きかく か
県人事企画課

☎ (0857)26-7032 FAX (0857)26-8140

けんきやういく いんかい じ むきやくきやういくそう む か
県教育委員会事務局教育総務課

☎ (0857)26-7578 FAX (0857)26-8185

ジョブコーチ支援事業

障がいのある方が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある方と事業主に支援を行います。

【窓 口】 鳥取障害者職業センター

鳥取県版ジョブコーチの設置

県内には、鳥取市の鳥取障害者職業センターにジョブコーチが配置されています。このジョブコーチにより、県内全域を対象としてジョブコーチ支援が行われていますが、県中・西部地域への支援には移動時間等に伴う制約がありました。

この対策として倉吉市と米子市に県版ジョブコーチセンターである「障がい者職場定着推進センター」を立ち上げ、ジョブコーチ支援を行っています。

【対象者】 ジョブコーチ支援の必要な方

【窓 口】 中部 障がい者職場定着推進センターくらよし
倉吉市住吉町37-1

☎ (0858)23-8448 FAX (0858)23-8456

西部 障がい者職場定着推進センターあしすと
米子市道笑町2丁目126 桑本ビル1F

☎ (0859)34-6568 FAX (0859)23-6164

障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障がいのある方を事業所に一定期間（原則3ヶ月、精神障がい者は最大12ヶ月）試用雇用し、早期就職を図ります。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

障害者短時間トライアル雇用

すぐに週20時間以上働くことが難しい精神障がいのある方、発達障がいのある方を、事業所に3か月から12ヶ月以内の期間で、試用雇用（週所定労働時間は週10時間以上20時間未満）し、期間内に週所定労働時間20時間以上を目指します。

【対象者】 精神障がい及び発達障がいのある方。
 【窓口】 公共職業安定所（ハローワーク）

職場実習

一般の事業所へ就職を希望する障がいのある方に対して、実際に事業所で実習をしていただき、就職へ必要な訓練を行います。

【対象者】 障害者就業・生活支援センターに登録している障がいのある方、障がい者福祉施設等を利用している方、特別支援学校の生徒。
 【窓口】 障害者就業・生活支援センター、障がい者福祉施設、特別支援学校

リワーク支援（職場復帰支援）

うつ病等の精神疾患で休職している方、休職している従業員の職場復帰を考えている事業主に対し、主治医と連携し、職場復帰に向けた調整やウォーミングアップ支援を行います。

【窓口】 鳥取障害者職業センター

職業準備支援

職業センター内での作業支援や各種講座を通じて、職場の基本的ルールや作業遂行力、職場でのコミュニケーション、職業に関する知識などを身につけるための支援を行います。

【窓口】 鳥取障害者職業センター



© Studio-E

(2) 工賃 (賃金) の支払いについて

就労の訓練を行う事業所 (施設) では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃 (賃金) として支払われます。

平均工賃月額推移

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
12,641円	12,782円	13,437円	14,429円	15,292円	16,686円
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
17,090円	17,179円	16,810円	17,169円	18,312円	19,511円

※最近3年度の工賃については県のホームページで公表しています。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/96955.htm>

※平成23年度以前は就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模作業所 (日中活動型を除く。) の平均

※平成24年度以降は就労継続支援B型事業所の平均

※あくまでも平均額であり、施設・事業所の利用者すべてにこの額が支給された訳ではありませんので、ご注意ください。



© Studio-E